

⑤ 特定課税対象金額等がある場合の外国法人から受ける配当等の総収入金額不算入額の計算に関する明細書

(年分) 氏 名

外国法人の名称	1			本主所 店たの る事 又所 は務在	国名又は地域名	3		
外国法人の事業年度	2	: :			所在地	4		
配当日	5	. .		. .	. .	. .	計	
剰余金の配当等の額	6							
特定課税対象金額	7	16の合計		9の①	9の②	9の③		
(6)と(7)のうち少ない金額	8							
差引 (7) - (8)	9	①		②	③			
間接特定課税対象金額	10	間接特定課税対象金額の計算に関する 明細書の「19」		12の①	12の②	12の③		
((6)-(8))と10のうち少ない金額	11							
差引 (10) - (11)	12	①		②	③			
総収入金額不算入額 (8) + (11)	13	(円)		(円)	(円)	(円)		
特定 課税 対象 金額 の 明細	請求権勘案直接保有株式等又は請求権 等勘案直接保有株式等の保有割合		14	%		本年発生額		15
	年分		前年繰越額又は本年発生額		本年控除額		翌年繰越額 (16)-(17)	
			16		17		18	
	年分 (3年前)							
	年分 (2年前)							
	年分 (前年)							
	計							
	本年分		15					
合計								

(平成30年分以降用)

特定課税対象金額等がある場合の外国法人から受ける配当等の総収入金額不算入額の計算に関する明細書

- 1 この明細書は、居住者が措置法第40条の5第1項又は第2項(居住者に係る特定外国子会社等の課税対象金額等の総収入金額不算入)の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 各欄中金額を記載するものにあつては、「総収入金額不算入額13」の欄を除き、外国法人の会計帳簿の作成に当たり使用している外国通貨表示の金額により記載します。この場合、その通貨の単位を表示してください。
- 3 「特定課税対象金額7」は、措置法第40条の5第1項各号に掲げる合計額（以下「特定課税対象金額」といいます。）を記載します。なお、特定課税対象金額を有しない場合には、「7」から「9」までの各欄は記載を要しません。
- 4 「間接特定課税対象金額10」は、措置法第40条の5第2項第1号又は第2号に掲げる金額のうちいずれか少ない金額に達するまでの金額（以下「間接特定課税対象金額」といいます。）を記載します。なお、間接特定課税対象金額を有しない場合には、「10」から「12」までの各欄は記載を要しません。
- 5 「総収入金額不算入額13」は、措置法第40条の5第1項又は第2項の規定により総収入金額に算入されない金額の合計額を記載します。
- 6 「請求権勘案直接保有株式等又は請求権等勘案直接保有株式等の保有割合14」は、「2」の事業年度終了の時ににおける措置法令第25条の23第1項(剰余金の配当等の額の控除)に規定する割合を記載します。
- 7 「本年発生額15」は、「①**特定外国子会社等に係る課税対象金額の計算に関する明細書**」の「32」（同明細書「33」の金額がある場合には、当該金額を控除した後の金額）又は「④**特定外国子会社等の係る部分課税対象金額の計算に関する明細書**」の「17」の金額に「請求権勘案直接保有株式等又は請求権等勘案直接保有株式等の保有割合14」の割合を乗じた金額を記載します。ただし、平成29年改正前の措置法第40条の4第4項(居住者に係る特定外国子会社等の課税対象金額等の総収入金額算入)の規定を受ける場合において、「④**特定外国子会社等の係る部分課税対象金額の計算に関する明細書**」の「20」の金額が同明細書「21」を上回るときは、同明細書「22」の金額に同明細書「19」の割合の逆数と「請求権勘案直接保有株式等又は請求権等勘案直接保有株式等の保有割合14」の割合とを乗じた金額を記載します。
- 8 居住者が措置法第40条の8第1項又は第2項(特殊関係株主等である居住者に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。